

令和8年度北谷町学校ICT支援員業務委託事業
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、「令和8年度北谷町学校ICT支援員業務」(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の優先交渉者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

本業務は、町内小中学校における ICT 活用の定着と円滑な運用体制の構築を目的とする。専門知識を有する ICT 支援員を業務委託し、学校現場において主に「授業支援」「校務支援」「環境整備」「校内研修」の 4 つの領域で支援を行う。

具体的には、学習者用端末を活用した授業補助や教材準備、ICT 活用による業務効率化、日常的なメンテナンスや迅速なトラブル対応、教職員のスキル向上を目的とした研修を実施する。

これらを通じ、教職員の技術的な負担を軽減しつつ、児童生徒にとって最適な学習環境を維持し、学校全体の ICT 活用能力の向上と教育の質の確保を図るものである。

(1) 委託業務名

令和8年度北谷町学校ICT支援員業務委託

(2) 委託業務場所

北谷町立小中学校

(3) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 業務内容

別紙「令和 8 年度北谷町学校ICT支援員業務委託仕様書」を参照すること。なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(5) 提案上限額

① ICT支援員業務委託:17,160,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(注)本金額は本事業の規模を示すものであり、契約額又は予定価格を示すものではない。なお、上記の提案においても、提案金額が当該上限額を超過する場合は、本事業への参加資格は認められないものとする。

3 事業の実施方法

(1) 事業委託の方法

随意契約による委託とする。

(2) 契約相手方の候補者の選定

公募による企画提案参加者を募集し、一定の条件を満たす提案者から企画提案の提出を受け、必要に応じてヒアリングを実施した上で、その内容の審査及び評価を行い、最も適した提案をした者を当該業務の優先交渉者として選定する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号

4 応募資格

次のすべての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄県内に事業所を有する法人であること。

(3) 令和3年度以降に沖縄県内の地方公共団体の実施する同種業務を受託した実績を有する者であること。

(4) ISO27001 及びプライバシーマークの認証を取得していること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 法人税、消費税、地方消費税、法人住民税等の滞納がないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 企画提案書の作成内容

企画提案書は、A4 サイズで作成し、インデックスを付けた上で、以下の項目について簡潔かつ分かりやすくまとめること。(任意様式 :20ページ以内で作成すること)

- (1) 業務に対する理解と提案
 - ① 本業務の背景・必要性および基本方針
 - ② 本提案における優位性
 - ③ 想定課題ならびに情報セキュリティ管理・リスクマネジメント策
- (2) 業務遂行体制
 - ① 人員配置・バックアップ体制
 - ② 人材育成・研修体制
 - ③ ICT 支援員業務の実績(令和3年度以降・単独契約に限る)
- (3) 業務の実現性および具体性
 - ① スケジュール及び実施工程
 - ② 仕様書記載事項に対する具体的な支援手法
 - ③ 事業提案の効果及び改善提案
- (4) 価格提案
 - ① 業務見積書(ICT 支援員費用とライセンス費用は明細を区分して記載すること)

6 質問

質問は、別紙質問書(第5号様式)をFAX又はメールにより提出し、送信後は必ず電話確認を行うこと。
質問及び回答については、ホームページに随時掲載する。

- (1) 質問受付期間
公示の日～令和8年3月17日(火)正午まで
- (2) 質問受付
〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江一丁目1番1号
電話 098-982-7705(内線 5221) FAX 098-936-3491
メール gakkou-kyoiku@chatan.jp
北谷町教育委員会教育部学校教育課指導係 大山

7 提出書類

4の応募資格を満たす者は、以下の書類2部(正本1部、副本1部)を作成し、提出すること。

- (1) 参加申請書兼誓約書(第1号様式)
 - ※ 商号、代表者名、代表者印を押印し提出
- (2) 会社概要書(第2号様式)
- (3) 受託同種事業の実績表(第3号様式)
 - ※ 沖縄県又は市町村が実施し、受託した同種業務について、令和3年度以降からの実績を記入すること。
- (4) ISO27001 及びプライバシーマークの認証を取得していることの証明の写し
- (5) 登記事項証明書
 - ※ 受付日前6か月以内に発行されたものの写し
- (6) 4応募資格(5)の滞納がないことの証明書
 - ※ 法人税・消費税・地方消費税:「様式その3の3」(税務署発行)
 - ※ 法人住民税:完納証明書又は納税証明書(県税事務所および市町村税務窓口にて発行)
- (7) 企画提案書(第4号様式に添付)
 - ※ 企画提案書は任意様式により20ページ以内で作成すること。
 - ※ 用紙の規格はA4サイズとする。資料やイメージ図等、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。

- (8) 支援員巡回スケジュール表(任意様式)
- (9) 運営体制表(任意様式)
- (10) 業務見積書(任意様式)

8 提出期限

令和8年3月23日(月)正午まで(必着)

9 提出場所

北谷町役場3階 北谷町教育委員会教育部学校教育課(※6-(2)に同じ。)

提出物は、郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は配達記録が残る方法で行うこと。

10 提案に係る審査

(1) 審査方法

参加表明者から提出された書類について、資格審査及び提案内容審査を行う。

(2) 資格審査

参加表明者が参加資格要件を満たしているかを提出書類に基づき審査し、要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 提案内容審査

資格審査を通過した参加表明者について提案内容審査として、本業務に関する企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。))において審査する。

(4) 提案内容に係る審査事項等

別紙「令和8年度北谷町学校ICT支援員業務委託評価基準表」を参照すること。

※ 参加者が提案した企画提案書の内容について、審査委員会が個別にヒアリングを行う場合がある。

(5) 契約候補者の選定

資格審査及び提案内容審査を経て、優先交渉者を決定する。

(6) 審査内容及び審査結果

- ① 審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び審査結果に対する問い合わせには、応じないものとする。
- ③ 審査結果に対する異議等は受け付けない。

11 契約の締結

この実施要領に基づく企画提案は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、審査によって選定された契約候補者は、北谷町教育委員会と企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議を行い、協議内容が合意となった場合に、随意契約により契約を締結するものとする。

協議開始から7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者と交渉を行うことができるものとする。

12 契約候補者選定スケジュール(予定)

内容	期日
質問受付期間	公示の日～令和8年3月17日正午(必着)
質問回答	随時
企画提案書受付期間	公示の日～令和8年3月23日正午(必着)
審査	令和8年3月25日
結果通知	令和8年4月1日以降

13 無効となる提案

次のいずれかに該当する場合はその者の提案は無効とする。

- (1) 正当な理由もなく、提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提案書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為、本事業に関する条件に違反する等選定委員会の委員長が失格と認めた場合

14 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、応募に要する経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降において、原則、参加申請書、企画提案書等の記載内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更が生じた場合において、委託者が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(第6号様式)により北谷町教育委員会へ報告すること。
- (5) 企画提案書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、北谷町教育委員会は契約候補者の決定の公表等必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。選定されなかった者の申請書類(正本及び副本)は返却しないものとする。
- (6) 本業務の契約手続きに関する情報公開請求があった場合は、北谷町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。